

議案第12号

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

へき地勤務医師等修学資金貸与条例（昭和49年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号ウ中「（以下「義務勤務履行期限」という。）まで」を「まで（以下「義務勤務履行期間」という。）」に改め、同項第2号イ中「義務勤務履行期限まで」を「義務勤務履行期間中」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 修学生が、出産、育児、介護その他やむを得ない理由により第1項第1号ウ又は第2号イに規定する業務に従事することができないと知事が認める期間があるときは、義務勤務履行期間に当該知事が認める期間を加えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のへき地勤務医師等修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定は、平成21年4月1日以後に改正後の条例第4条第1項に規定する修学生となった者について適用する。

（提案理由）

へき地勤務医師等修学資金に係る義務勤務履行期間に出産、育児、介護等により業務に従事することができないと知事が認める期間を加えるため、所要の改正をしようとするものである。